

浦 監 第 89 号
平成 22 年 11 月 15 日

浦安市監査委員	杉 山 元 三
同	黒 田 レイ子
同	秋 葉 要

平成 22 年度定期監査（学校等監査）の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果の報告を決定したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 22 年度定期監査（学校等監査）の結果報告書

1. 監査の範囲

平成 22 年 4 月 1 日から 7 月 31 日に執行された財務に関する事務の執行等

2. 監査対象部局

小学校全 18 校、中学校全 8 校

3. 監査の実施期間

平成 22 年 8 月 27 日から 9 月 30 日

4. 監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を行うとともに、9 月 30 日に次の学校の現地調査を実施した。

小学校（見明川小学校・入船北小学校・入船南小学校・明海南小学校・東野小学校）

中学校（富岡中学校・明海中学校）

5. 監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

- (1) 学校徴収金について、金銭出納簿の記載と預金通帳の収支との関連が十分把握できない学校が見受けられた。学校徴収金については、公金に準じ管理することになっており、教育委員会が定めた「学校徴収金事務処理マニュアル」に基づき事務処理が行われている。このマニュアルでは、出来る限り、経費の収支が預金の収支と一致するように運営することになっていることから、今後は、このマニュアルに沿った事務処理に努められたい。

- (2) 理科準備室の薬品管理について

平成 16 年度及び 18 年度並びに 20 年度の定期監査において、薬品類の管理について指摘した。特に平成 20 年度においては、薬品及び台帳について、再度確認し、管理の徹底を強く要望したところである。各薬品の点検は、理科主任等、校長が任命した職員が行っており、年 1 回の薬剤師の点検及び 2 年に 1 回の理科担当指導主事の点検を行っているとのことだが、次の事項について、改善が図られていなかった。

- ・理科準備室の薬品について、薬品庫に施錠はされていたが、鍵が理科室の机の施錠されていない引出しの中に保管されている学校が見受けられた。
- ・薬品類の管理について、台帳に利用者氏名、使用目的が記載されていない学校や台帳を作成していない学校が見受けられた。

薬品によっては劇物もあることから、改めてその重要性を十分認識し、教育委員会が平成 20 年 12 月 15 日付け浦教指第 1109 号で通知した「理科薬品の保管・管理の徹底について」の内容に基づき、指導及び保管並びに管理を徹底されたい。